

○佐野事務局次長 定刻となりましたので、会議を開催させていただきます。

傍聴される方々におかれましては、会議の様子のスクリンショットや録音・録画は御遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、ここから議事の進行を内山座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○内山座長 ありがとうございます。

ただいまから第3回「ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会」を開催いたしたいと思います。週末、月末、年度末の金曜日の最終日ということで、お忙しいところかと思えますけれども、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、事務局から本日の会議資料の確認をお願いしたいと思います。

○佐野事務局次長 事務局でございます。

本日の配付資料でございますけれども、議事次第のとおりでございます。資料1、本日御議論いただく取りまとめ案、資料2、群馬県の資料となっております。

以上です。

○内山座長 ありがとうございます。

それでは、早速、本日の議事に入りたいと思います。

初めに、資料1について事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○佐野事務局次長 事務局でございます。

資料1を御覧いただければと思います。

まず、資料の性格でございますけれども、この懇談会は今日で3回目ということですが、これまでの議論を踏まえて取りまとめの案を作成しました。これについて今日御議論いただきたいと思っております。取りまとめであるとワードの文章は非常に長々しいものになりますけれども、この懇談会における取りまとめはパワーポイントベースの大きな方向性について合意できればということで作成しております。

1枚目は、取りまとめの趣旨を簡単に書いております。

最初のところは、ロケ撮影の環境改善が非常に重要であるということを書いてあります。

2つ目は、ロケ誘致自体は世界水準の映像製作に参画する機会となって、制作手法や制作管理の高度化、人材育成などの面で大きな効果が期待できる。それから、映像関連産業におきまして、雇用の増加やインバウンドの増加、地域経済の活性化に資するものであり、大きな意義を有しているということを書いております。

3つ目は、他方でロケ誘致をめぐる競争は国際的にも激化してきているということで、この会議の場でも示させていただきましたが、東南アジアでもいろんな動きがあるということがございます。そうした中で、日本の取組としまして、経済産業省におきまし

て、インセンティブ制度を作ったということをごさいます、1件当たり最大10億円を補助するものができたということをごさいます。一方で、海外からの問合せ窓口や許認可手続、スタジオの問題等、まだ後れを取っている状況があるのではないかということを書いています。

こういう背景を踏まえまして、この懇談会を開催してきたということをごさいますけれども、今年度の活動として、海外作品誘致に関する諸課題、許認可手続に係る課題の整理を行ったということで、次年度の方向性を明らかにする目的で取りまとめるものであるということをごさいます。

2ページ目は、参考ということを書いておりますが、参考1は効果を大きく3つに整理しております。製作に係る直接の経済効果、インバウンドによる効果、人材育成や技術力の向上でありまして、四角囲みのところに試算される効果の数字を書いております。参考2は、諸外国との比較をVIPOで作成いただいたものを添付させていただいております。

3ページ目をごさいます。総論としまして、これは確認ということをごさいますけれども、基本的な考え方についてということ、許認可権者、JFC/FC、製作者、地域住民が相互に理解し、協力し合うことが重要である。特にこの場でも御議論いただきましたが、製作者において撮影許可の内容の遵守の徹底を行うことで地域住民の文化経済活動への理解の醸成につなげ、そこから地域全体を盛り上げてFC体制の強化や許認可の円滑化につなげるという好循環スパイラルをつくり上げることが重要であると記載しております。その下はそういったことをイメージ図としまして、描いております。

4ページ目は、ロケ撮影に係る対応窓口についてのごさいます。この中でも対応窓口が判然としないという指摘があったわけをごさいます、一義的にはジャパン・フィルムコミッションが総合的な問合せ窓口であるということ、これを改めて明確に位置付けた上で、関連する許認可手続等の対応窓口をガイドラインの中でフロー図として明確化していきたいという対応方針ということをごさいます。

イメージ図を描いておりますが、総合的な問合せ窓口があつて、そこから各地域の問合せ窓口や製作会社について、それから補助金周りのほうはその下のところで、許認可の窓口が一番下のところというフロー図を、これは今、作成したものでございまして、こういう形でフローを明確化していきたいと思っております。同時に、特に誘致効果が高いと考えられる大規模な重点作品があつた場合には、各省庁が連携しまして、重点的に処理、サポート、伴走型でサポートしていくような仕組みを構築していくことが重要ではないかと書いております。

5ページ目は、許認可手続についてであります、これまでいろんな議論がございました。特に撮影需要の高いロケーション、渋谷のスクランブル交差点や新宿歌舞伎町、空港等、それから、場所だけではなくてカーアクションや爆破シーンの撮影が可能な地域、場所について、必ずしも網羅的なものではありませんけれども、特に注目される場所をこれまでの具体的な撮影事例のファクトを整理しまして、ガイドラインに掲載していこうと

ということでございます。これによって許認可に係る予見可能性を高めることができると思っております。

これはあくまでもイメージでございますけれども、例えば渋谷のスクランブル交差点ですと、作品名があって、どれぐらいの撮影期間・時間であったのか、人数の規模がどれぐらいであったのか、どれぐらいの調整期間があったのか、撮影の状況ということで、どういったことに留意しながらどういった工夫をして進めていったのかというところを可能な範囲で記載して情報共有できないであろうかと思っております。

6 ページ目は、よく要望がある空港について、仙台空港の例を書いておりますけれども、こういった形でいろんな場所、それから、場所だけではなくてカーアクション、そういった撮影のところの事例を充実できればと思っております。

7 ページ目、これも御議論いただいたスタジオ整備の問題でございます。この時点ではまだ明確な結論は出ないということでありましてけれども、海外のスタジオ整備の状況と現在の国内外のニーズ等、現在だけではなくて中期的にどうなっていくのかというニーズを精査しながら、今後の日本におけるスタジオ整備の在り方について具体的な姿を検討していきたいということです。

8 ページ目、これまで実務者懇談会の中で関係省庁の御協力をいただいて個別の許認可手続について疑問点を明確化していただいたところがございます。今回の議論の中で明確になったことはガイドラインの中にしっかり取り込んで明確化していければと思っております。

9 ページ目は、この時点でのイメージでございますので、ガイドラインの中に分かりやすく盛り込んでいければと思います。

10 ページ目、こういった議論を盛り込む形で、ロケ撮影のガイドラインは既にご覧いただけますけれども、改訂していきたいと思っております。ガイドラインを改訂するだけであるとなかなか見ていただけないということもございますので、配布できるようなパンフレットや要約版を作ったり、多言語対応も含めて対応していきたいと思っております。

ガイドラインにおける追加記載事項ということで、先ほどのページで出てきたようなことを盛り込んでおります。ロケ撮影の意義、基本的な考え方、ロケ撮影の対応窓口、ロケ撮影の事例集、許認可手続について確認がなされた事項、スタジオの話、日本と海外の文化や制度の違いを相互理解するための記載、許認可手続についての最新情報、製作者が特に留意すべき事項についてのアップデート、フィルムコミッションの存在意義・役割の周知に関する記載、補助金制度などを盛り込めればと考えております。

以上が全体のまとめでございます。最後のページはこれまでの検討の経緯と構成員を載せております。

以上が事務局でまとめさせていただいた取りまとめ案でございますので、本日御議論いただければということでございます。

以上です。

○内山座長 どうもありがとうございました。

今日は、残り約80分強すべて意見交換の時間になっております。この懇談会は過去2回しかやっていなくて、しかもそれぞれ2時間しかなくて、言いそびれたり言い忘れたり言い足りないことがたくさんあるかと思えますけれども、それも含めて御議論いただければと思います。事務局から御説明があった資料の中で特に4ページから10ページにおいて各論点についての対応の方向性が示されておりますので、この点について重点的に意見をお伺いできればと考えております。

まずは、民間事業者等委員、有識者委員の方全員及び群馬県庁から御発言をお願いしたいと思います。一旦まず一巡で御指名させていただきますので、5分程度しゃべっていただいて、一巡が終わったらまた自由討議にしますので、そのときに言い足りないことは補って御発表いただければと思います。

それでは、このようなとき、いつも五十音順で恐縮ですが、まず大塚委員からお願いしてもよろしいでしょうか。

○大塚委員 皆様、お疲れさまでございます。JTBグローバルマーケティング&トラベルの大塚と申します。一番最初にこの懇談会に参加したときは株式会社JTBということでございましたが、JTBグローバルマーケティング&トラベルはインバウンドを専門に扱う会社です。

今日の議論はロケ誘致におけるガイドラインが中心であると思うのですが、総論の参考1の「ロケ誘致・ロケ撮影による効果」にも、それによってどういう効果が得られるか、インバウンドの効果など経済的な効果を記載されていたと思いますが、ツーリズムの観点での効果についても私の立場としてはぜひこの懇談会の中で議論していきたいと思っておりました。大規模な撮影等、ロケ誘致によっての効果は当然計り知れないものがあるのではないかと思うのですが、ロケの誘致をした地域側として、撮影もしくは放映・上映が終了した後の誘客効果というものがあるのかとどこまでコミットされていくのかということです。ここではフィルムコミッションが一義的な窓口ということになっているのですが、その周辺の観光政策を担当していらっしゃる方も一緒になって議論されていく必要もあるのかと思っています。フィルムコミッションもそれぞれの地域、自治体の観光課の立場を兼任されているケースも多いのかと思いますが、観光政策の一環としてのロケ誘致ということをごひ地域の方も一緒にコミットして地域住民への理解促進をしていただければと思っています。

今日は観光庁の方もいらっしゃっているのですが、昨年、観光立国推進基本計画の第4次の改訂がされて、大きく3つのキーワード「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」が掲げられています。ロケツーリズム、コンテンツツーリズムではそのどのテーマでも非常に有効な手段となり得るものなのかと思っています。

今回のそれぞれの提案、具体的なガイドラインが確定して、各事業者の意向が一定程度かなってくるのであれば、おそらく産業界の活性化ということはある程度見えてくるのか

と思っています。それがまた地域の活性化、また3つ目としては、実際にその作品を通じて訪れるファンの方、ユーザーの方々がその作品を体験する形で地域を訪れての満足度が上がる。地域の活性化と産業の活性化とユーザーの満足度、それぞれ3つの柱を「三方よし」の形で実現できるようなことがツーリズムの観点では望ましい。これが観光庁の掲げられている「持続可能な観光」につながってくるのかと思います。

「三方よし」プラス、その人たちが訪れることによってオーバーツーリズムが発生してしまったら全く意味がないことですので、環境にもよいということでの三方プラス1の「四方よし」をぜひこの観点の中では盛り込んでいきたいと思っています。

以上です。

○内山座長 ありがとうございます。

観光庁の施策に対して非常に高い評価を述べていらっしゃいますが、せっかくですので、後で観光庁からも一言いただければと思います。

続きまして、押田委員、最初の一言をお願いいたします。

○押田委員 オフィス・シロウズの押田でございます。

僕は制作プロダクションをしているので、そちらの観点でお話しさせていただきます。僕らはこの業界に入ったときから撮影をやり続けているので、そういうものであると思っていますが、海外の連中と映画を作ると、とにかく信じられないみたいです。例えば道路で車に乗って走るというだけ、246号を走る、それだけで全く許可が出ないということが信じられないとあって、何でそんなことが起きているのだと、僕らが説明しても納得しないのです。なので、名古屋に行って似たようなところでやろうとかなります。こちらに書いてあるスタジオも重要なのですが、僕らが海外に撮影に行く、例えばローマに行く、ニューヨークに行く、ロンドンに行く、ロンドンでしか撮れないものがあるから行くわけで、セットを建ててもできるとなったら、どんどん来なくなります。

この前、Amazon Japanの濱崎さんも言っていましたけれども、「SHOGUN 将軍」が日本でできなかったのは僕ら的には相当ショックでした。「SHOGUN 将軍」は彼もやっていたし、僕も手伝っていますし、いろんな人が関わって、これはおそらく日本の映像史上最大規模であったと思います。僕が聞いているところでは1話15億円で10話、おそらく150億円のバジェットでやろうとしているようなビッグバジェットであったのですが、コロナのこともありましたが、結局ハリウッドへ持っていかれてしまって、あれは相当ショックでした。

なぜ「沈黙」を台湾でやったのか、「MINAMATA」をセルビアでやったのか。彼ら自体は日本でどのぐらいやりにくいかなんてよく知らないけれども、「ロスト・イン・トランスレーション」という、コッポラの娘さんが撮った映画のとき、あれもすごく評価された映画で、日本の今の海外映画をやっているスタッフはそこからほぼ始まっています。濱崎さんが言ってあげているのです、日本で二度とやらないほうがいいみたいな。僕がガス・ヴァン・サントという人とやったときに、ものすごく脅されていると彼そのものが言ってい

ました。日本はとにかくやりづらくて、すぐ中止させられる。僕らも渋谷のスクランブル交差点でやったのですが、それは道路使用の許可が要らない範囲の中で、グレーの中でやったのですが、ガスは、ばれたら止められるからといって、ものすごく遠くのスターバックスの2階でやったりして、だから、まずそのイメージを払拭してあげないとなかなか難しい。

日本に来て、スクランブル交差点をやりたいけれども、雨で中止になったときに室内をやりたい、雨の日のためにスタジオを組んでおくみたいなことでしか、スタジオをやりたいという、まずファーストは来ないです。バーチャルスタジオなんか発展していけば発展していくほど日本に来なくなりますから、結局「SYOGUN 将軍」みたいなことになってしまう。

我々がどういうふうに気持ちよく彼らに仕事をさせてあげるのかというのが3本ぐらい続けば、日本で撮影するのもいいねという感じになる。台湾とかタイとか韓国は向こうの人たちからすごく評判がいいのです。「PACHINKO パチンコ」もアップルの配信ドラマですけれども、サイバーネットなのですが、結局、日本のシーンすべて含めて韓国でやっているということになってしまう。

インセンティブの問題もちよっとありますけれども、そういうイメージがあって、それは本当のことなのですが、本当のことを本当のことに見えないような、気持ちよくできるようなやり方、あと、日本のスタッフの関わり方であったり性質的なものもありますから、そういうものも踏まえて、インバウンドでいうと「狙った恋の落とし方」という小さい映画であったのですが、僕らが北海道で「許されざる者」という映画をやる直前にやっていた映画で、あれは中国でばかみたいに当たって、中国人の北海道ブームはあの映画一本で始まったみたいなことがあります。

とにかく日本に行ってみたいと思って、観光ガイドブックを見て、僕らもそうですが、あそこのラーメン屋がおいしいと一言書いてあれば、そこへ行ってみたいとなるのと同じように、あの映画に出ているから、あそこに行ってみたい、日本に行くのであったらあそこに行きたいというふうになる。アジアに行くのであったらあそこに行ってみたいとなる。当たる映画をどのぐらいやるのかみたいなことが大きいというか、人々の心に残るような映画をやると、やはりそこに行ってみたい、聖地巡礼的な感じになるのではないかと思います。

昨日、事前説明の際にお話しさせてもらったのですが、ガイドラインがどういう性質のもので、当然、ルールブックではないですから、手順書的な、こういう段取りを踏むと日本で撮影できますよというところの入口でつまづかないようなガイドラインになると思っています。来年どういうふうな会議体で、今、決まっていなくても、今日の会議を以てもし何か指針を出すのであれば、最終的にはこういうガイドラインであったりとか、こういうルールづくりをできるように目指すみたいな、宣言みたいなものは盛り込んでいただきたいというのが私の意見です。

以上です。

○内山座長 どうもありがとうございます。現場にいらっしゃる方の非常にリアリティのある御指摘だったと思います。

続きまして、杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 ありがとうございます。杉原でございます。

まず最初にですけれども、日頃からあまりこのような会議では政府の人は褒められるようなことは少ないかと思いますが、今回は本当に御苦労さまでございました。知財事務局にまずは厚くお礼を申し上げますし、関係各省庁の皆さんもお礼申し上げます。今回のロケの重要性、又日本のコンテンツが世界で見られることの重要性ということ認識していただいているから、こうやって御協力いただいているのかなと思います。今の状況では、大ざっぱに言ってアジアでは韓国のコンテンツのほうが勢いがあり、世界中で流通しているので、そこに勝ち負けの話ではないですけれど、日本のコンテンツを世界の皆さんに見てもらおうということは国力というようなことが、ここで認識していただいているものと思います。改めて御礼申し上げます。

ちょっと細かく話をさせてください。少し飛びますが、3ページの基本的な考え方で撮影許可範囲の遵守、これは当然のことであると思いますが、そこからプラスで、作品の都合が許せばということですが、地域の農産物をそこで食してみたり、あるいは地域の名所みたいなのところもロケのところにワンカット、ツーカット入れられないかというような融通もどこかで考えていただければいいかなと思います。また、撮影の後、上映あるいは配信したときに一緒に地域の皆さんとそれを盛り上げていくということも推奨していただければ、すぐにはならないと思いますが、地域の皆さんの撮影に対しての御理解ももっともっと深まるし、また地域の活力が増えるのではないかなと思っております。

次の4ページ目、ジャパン・フィルムコミッションがたまたま隣にいらっしゃるから言うわけではないのですが、これから御苦労なことだと思いますので、これもお願いになります。政府のほうからきちんと、お願いをしますというような文書というか、それをしていただければと思いますし、それには人もお金も掛かるでしょうから、その分の補助金という言い方がいいのかどうか分かりませんが、何がしかの支援をしていただければ、もっとこれが円滑にスムーズにいくのかなと思います。

矢印の中でもう少しここは明確化したほうがいいかなと思うのは、各種の御紹介は多分ジャパン・フィルムコミッションができると思いますが、ビザの申請は法律にのっとって弁護士や行政書士がすべきもの、あるいは本人がすべきものですので、そこは書き足しておいてあげたほうが、どこからどこまでがJFCの仕事で、どこからどこまでが弁護士や行政書士の仕事なのかというのを入れたほうが特に海外の人からは分かりやすいのではないかなと思います。

その後、ケーススタディを書いていただいているのはすばらしいと思っておりますので、ぜひガイドライン作成のときはこういうビジュアルに満ちたものになればありがたいと思

います。

最後の7ページ、スタジオ整備についてですが、率直に言って、東京近郊で新しいスタジオの整備は事実上無理です。今までの規模の大きさと天井高のスタジオを建てようというのは基本的に無理があると思っています。過去のを潰して新しく建て替えるのはあるかもしれませんが、となると、ほどよい距離で、あるいは場合によっては一泊するかもしれませんが、行ける地方の箱物を上手に有効活用するというのもあるのではないかと思います。私も自治体の職員をしたことがあるのですが、地方には期せずして箱物がいっぱいあることもありますので、箱物を有効活用していく。また、そのために当然東京でやるよりは交通費とか掛かってしまうわけですので、その分は何かしらの援助をすることによって、東京だけにスタジオを集中させるのではなくて周辺のところにも撮影のベネフィットがいくような形も考えられるのではないかと思います。

そうはいいながら、次世代のスタジオということでは、バーチャル(VFX)プロダクションももちろんそうです。ただ、これは結構設備にお金が掛かるということもあるので、民間でこれを建てる力があるところはなかなか難しいかと思っています。最近のトレンドではAIデフォルトなスタジオということになりまして、VFXのバーチャルプロダクションは、一枚絵がばっと引いているのですけれども、それを360度ぐらいに割って、すべてそれに絵をつけていく。そこでモーションキャプチャーするという新しい撮影方式も出てきておりますので、そういうことを学びながら、これであつたら東京でできるかなとか、これであつたらもっと近郊でできるかなみたいな、そういうポートフォリオを描いたほうが、ないものねだりでやるよりもよほど実践的かと思っています。

これも感謝に堪えないということで申し上げます、私が質問させていただいたビザのところ、特にシナハン・ロケハンがクリアになったというのは非常にありがたいことであると思っていますので、関係の皆さんを称賛して然るべきかと思っています。あと、カメラマンの人たちが来る日とか、今まで実はここが明確化されていなかったものが明確化されたということだけでも非常に大きいことであると思っています。

10ページ目、本当にここが必要ということで、多言語対応ガイドラインが、先ほどの話もありましたけれども、何に使えるのだ、どこまで実効性があるのかという話が出たと思います。みんなが使っていて、これをバイブルのように、例えば、今、目の前にいらっしゃるので失礼かもしれませんが、警察庁の人たちにお話しさせていただくのに、こういうことがありますとか、例えばこういう事例では撮影の遵守依頼ではなくて、町おこしでこんなことをやりましたとか、協力いただけるようなものの一つのベースになるような教科書になればいいかなと思っていますので、多言語といってもそんなにたくさんではないと思うので、できるだけ早くできればいいかなと思っています。

長くなりましたけれども、すみません。今回、御苦勞さまでございました。

○内山座長 どうもありがとうございます。

続きまして、関根委員、お願いしてよろしいでしょうか。4ページ目に大きな絵が描い

てありますが。

○関根委員 ジャパン・フィルムコミッション、関根でございます。どうぞよろしく願
いいたします。

まず、日頃から関係省庁の皆様には、ロケ撮影を含めまして、いろいろとお世話になっ
ておりまして、ありがとうございます。また、内閣府におきましては、こういった場を設
けていただきまして、感謝申し上げます。

まず、2ページ目を説明させていただきたいと思いますが、先ほど話がありましたよう
に、ツーリズムに関しましては、ジャパン・フィルムコミッションの会員には全国130ぐら
いのFC・自治体が加盟しておりますけれども、その9割ぐらいが観光所管ということもあ
りまして、そういったロケ撮影を観光につなげる目的のために設立しているというところ
も多くあります。ただ、こういった波及効果の見える化を進めないといけないという時点
に来ておりまして、現在、国の事業にてVIPOが作られております効果測定のツールをなる
べく利用して、成果を共有し、そういった波及効果の実態を広げていくというのが現在の
課題かと思っております。

また、このページにございますけれども、タイのフィルムコミッションと先日話をする
機会がございまして、特にインセンティブに関しましては、経済産業省に御尽力いただい
ておりますJLOXの中でのロケ誘致インセンティブに関しまして、タイの制度が非常に似て
いるということで話を聞きたいと言われました。いろいろな制作の方からタイのインセン
ティブは非常に使いやすいという話をお聞きしますけれども、それに非常に近いものを作
っていただいたということで、さらにこれを制作者に使っていただけるようにPRしたい
と感じております。

続きまして、我々の名前を出していただいている4ページ目でございますけれども、前
も会議の中でお話しさせていただきましたが、現状、海外からの問合せも非常に多く、我々
としては最初の窓口として交通整理等させていただいております。ただ、いろいろな方が
御認識のとおり、撮影に関して権限もございませんし、少人数の事務局で運営しているこ
ともございまして、今後こういったことが表立っていく、皆さんに周知していただくにつ
れて、どこまで対応できるのかというところを課題に感じています。対応が追い付かなけ
れば、そこが日本の信用問題につながるかと思えます。我々だけでは対応は難しいため、
すぐには難しいと思っておりますけれども、以前から申し上げておりますとおり、ぜひ関係省庁
の中に窓口をつくっていただきまして、そことしっかり連携ができるような形でさせてい
ただければと思っております。

また、ビザの点に関しましては、先般もちょっとお話ししましたけれども、また新たに
製作者のほうからインドの事例としてビザが下りなかったという話が来ました。これにつ
いては以前内閣府にも御協力いただきまして、情報を収集していただいたのですが、理由
が最終的には分からないという状況もありました。そのため改善の方向は見えないとい
いますか、日本の制作側からは、前に先行事例としてほかのインド作品をやったということ

もありまして、同じ方法を取ったのに、前回はよくて、今回の場合は駄目であったとおっしゃっていたので、その理由が何なのかを含めて、改善の余地を調査できたらと思っております。

次のページ、こういった事例を掲載していただくのは非常にありがたいと思っておりますが、まず、可能な地域というのは基本的には最初から存在しないということで、そういった中でどういう条件がどのように守られた結果、何をしたかによって撮影が可能になったというところをしっかりと記載していく必要があると思っておりますので、これは我々も協力させていただきます。好事例を引き続き調査したいと思っております。

6 ページです。空港に関してですが、仙台空港につきましては、大型の作品を支援ということで、いい事例であると思っております。ただ、今後控えている作品で空港ロケの話があり、許可が下りたのですが、それに係る条件がリアリティに欠けるといいますか、実際に許可が出たけれども、撮影するには難しい条件でしかなかったということで、こういったところも改めまして、撮影がどういったものかというのをもう少し理解していただく必要があるのかと感じております。

飛びまして10ページ、ガイドラインにつきまして、まず、我々フィルムコミッションに関しましては、撮影隊と一緒に支援していこうという攻めの部分と、実際に許可を出している自治体の中にあるということもありまして、守りの部分、その両方の性質があるということもありますので、そういったことを踏まえて、許認可を出す場合、それから、それに係るルールを守っていただくことによって撮影可能なロケーションを増やしていくということにつながると思っておりますので、その辺りをしっかりと国内外の製作の方にも御理解いただけるような形で記載できればと思っております。

また、ガイドラインにつきまして、多言語化ですけれども、海外の方に関しては、彼らが必要な情報と彼らに知っていただきたい情報があると思っておりますので、すべてを多言語化する必要はないと思っておりますが、こういったところをしっかりと精査して多言語化していければと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○内山座長 ありがとうございます。

続きまして、富山委員、オンラインかと思いますが、お願いいたします。

○富山委員 富山です。

改めまして、私は映画のプロデューサーを長くやっております、今は日本映画大学で若いスタッフの育成、輩出ということをしております。若い学生たち、映画や映像に向かおうという学生たちにとって、一つは制作現場の環境の改善ということで、これは、いわゆる映画制作の適正化ということで進んできております。今回この懇談会に初めて参加させていただいて、ロケに関する様々な制約というものも着実にアップデートされていることを非常に実感いたしました。皆様の御努力に敬意を表したいと思っております。そういった中で、大型作品が海外から来るあるいは共同制作でやるということが、若い学生たち

がこれから目指す自分たちの映画制作、映画づくりにとってものすごく大切なキャリアの育成の場になっていくであろうという意味でも、ぜひ更なるアップデートをとというふうに思いながら、話を伺ってまいりました。

まず、とてもいいなと思ったのが、許認可手続についての撮影事例のガイドラインへの掲載ということで、先ほど関根委員もおっしゃっていましたが、例えば渋谷のスクランブル交差点の利用について、より細かく具体的に項目を増やしてつくっていくということが大切であると思います。調整期間20日、調整回数2回、この20日と2回の中で何がどういう課題があったのかというところを知りたいと思います。

30年近く前になりますが、私は渡哲也さんが主演の「誘拐」という映画を作りまして、申し訳ないですが銀座4丁目や新宿で無届出、無許可で撮影をしました。当時としては絶対に許可がおりないと承知していたからです。そのため無事故・無違反で済ませることを前提に撮影しました。1997年の映画です。その頃から25年以上経って、現在では渋谷のスクランブル交差点でも撮影できる可能性があるというのはすごいことであると思います。ぜひ利用する側にとって知りたい情報が盛り込まれたものにしていただければと感じました。

続いて、スタジオのことなのですが、これは杉原委員が近郊はもう無理という話をされて、おっしゃるとおりかと思いつつ、やはり撮影現場、映画制作の拠点を一番ふさわしい場所に持つということの夢は追い続けたいと思っています。そうすることによって海外からの誘致というものがより現実味を帯びる。

具体的にインセンティブの話は、押田委員からも話があったように、バーチャルプロダクションであればどこで撮ってもいいのであるということはそのとおりなのですが、例えばインセンティブをポイント制の積み上げにしていく。つまり、バーチャルスタジオでの撮影は事前に背景を撮らなければいけないですから、これはプリプロダクションの仕事になります。プリプロがあってロケーションがある。さらにはセットがある。そして、ポストプロがある。この4つの項目をどれだけ日本でやるかをポイント制でインセンティブとして積み上げる。実際にセット、バーチャルスタジオを使うためにはプリプロのロケをしなければいけないわけですから、だったら全部日本でやろうよと本気で思ってもらえるような企画・内容のものを進めてもらうことが大切です。全部やったら、それこそ今ある50%まで持ち上げたい。そういう枠組みを作ればよいのではないのかと感じました。

それとガイドラインの中で一つ、これは既にやっていたら御指摘いただきたいのですが、好事例集の中の地域促進ということで、実際にロケに協力したら、こういうことが地域の開発促進のためにできたという事例。具体的には、PRに写真を使えたとか商品化ができたとかいうことであると思いますが、そういったものを挙げていただくのがいいのかなと思います。

その中で、やはり一番難しいことが、出演者の主演の方たちのスチール、肖像権ということになるのですが、例えば、その作品の中のオフィシャルスチール、代表的なカット1

つ、それだけは使わせる、使っていいと言える、そういう準備を制作サイドがプロダクションとすることによって、地元還元に大きくつながっていくということがあろうかと思えます。これから先、撮影のスケジュールも含めて、俳優のプロダクションとの連携ということが非常に大切になってくると考えていますので、ロケーションに関しての好事例集、ガイドラインの中にもそういったものを組み込んだ形で出していけるようになるのではないかと感じました。

大きく3つの話をさせていただきました。以上です。

○内山座長 ありがとうございます。

最後におっしゃった、例えばアニメツーリズム協会は、アニメに関してそういった形で他産業に対する波及みたいなことをたくさんなさっていると思いますが、確かに実写の分野はずっと遅れているように見えます。そういうのがあればよいかなと思います。

私、順番を間違えてしまいまして、本来は東京の田中委員でございました。田中委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

○田中委員 皆様、今日はありがとうございます。関係各省の皆様、その他参加の皆様、日頃、東京ロケーションボックス、大変お世話になって、ありがとうございます。

こちらからお伝えというか、お願いしたいことですが、まずは全国のフィルムコミッション、東京都もそうなのですが、今回、ジャパン・フィルムコミッションも大きな課題ができました。どこもですけれども、業務環境が非常に悪いのです。私も10年、新潟県庁の中にいましたが、アルバイトのような立場でやっております、囑託です。やはり役所の壁はなかなか厚いということを考えながらも、終えて、それから5年間東京都でお世話になっておりますが、まず、フィルムコミッションの窓口の強化、これを一番にお願いしたいと思います。というのは、成り手がいない。今の業務環境では手を挙げてなりたいたいという方が少ないですので、実際、現場でお世話する方の強化をお願いしたいのが一番です。ましてや、今度、窓口になりそうなジャパン・フィルムコミッションも今の人員では絶対無理ですので、我々とも連携しながら海外に対しての対応をしていかないと、できないと確信しております。

私もフィルムコミッションの前は制作の仕事をしておりました。特に、今、東京都は撮影が難しいとされていますが、ここ3年間で中国の大きな映画とか「TOKYO VICE」Season 1・2を撮りましたけれども、確実に警視庁との信頼関係はできてきております。3つ合わせて初めて東京都でロケした場所は15か所を超えると思います。なぜならば、今まで制作の方は、私も経験がございますが、そこで撮影したいというとき、道路使用許可を取りに行ったときには撮影許可さえ下りればいいという感覚でやっておりました。東京都の場合、「TOKYO VICE」Season 2の場合は、同じ場所でやる場合も数度、交通規制課の方に相談に行くわけです。どこまでならできるか、どういう方法であればできるか協議しながら、時間も曜日も含めて相談して初めて撮ることができたということですが、「TOKYO VICE」Season 2の場合は協議と撮影の立会いを含めて200日掛かっております。37か所の所

轄を回ったのですけれども、実際それだけの動きはしないといけない。その場所で各所轄と、ここは駄目、こうしてください、分かりましたと言った限りは、制作はそれを守らないといけない。それで初めて信頼関係ができ、協力関係ができてくる。その積み重ねであると思います。

先ほど富山委員もおっしゃいましたが、昔、ゲリラでやったというのは私も経験もありますし、記憶もございますが、そういう積み重ねが今の道路使用が困難になった原因になっております。どの所轄の窓口の方に言っても、許可は、させてあげたいけれども、今まで初めに約束したことを守ってもらったことが一度もないと皆さんおっしゃいます。その信頼関係をまず築ければ、ちゃんと相談すればできます。地方の場合は、東京と比べればもっと確実にできてきますし、それにおいては逆に国のほうから国民、企業の皆様に、特に海外の映像を撮るといことはどういうメリットがあるのかということをもっと宣伝してほしいです。それで日本は潤うのであるという部分をちゃんと説明して国策にしていたただかないと、今の状況はなかなか変わらないと思います。実際、コロナ禍を挟んでですが、中国の映画と「TOKYO VICE」Season 1・2で、その他も入れてですが、150億円近いお金が東京都に撮影費だけで投下されております。

それと、先ほど押田委員もおっしゃっていましたが、海外の制作者との感覚の違い、ここは一番問題が起きるところです。例えば許可が出たところ、町の自治会などに許可を下ろしてもらったところに関しては、彼らは幾らかお金を使っています。ですから、ロケ地を借りるという日本人の感覚ではなくて、時間でロケ地を買っているわけです。それなのに、例えば特殊な機械、クレーンがなぜ使えないのか、レールが使えないのか、カメラは1台までなのかということ現場でかなり揉めます。そのための対策としては、制作者は、警察に我々と相談に行くときは、その辺までの交通法を学び、ちゃんと資格を持った、資格制を作らないといけないと思いますし、資格制を作ると、その人の業務環境もアップします。その上で撮影の約束を守っていくということの積み重ねしかないと思っております。特に東京都はまだまだ難しく、費用も高く掛かるところでございますが、一つ一つ突破していておりますので、今後とも引き続き皆様の応援をよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○内山座長 どうもありがとうございます。

今回初めてまとまって民間サイドに対する御意見が出たのではないかと。前のこのロケ誘致のフェーズのときには割と民間サイドに対してもいろいろ注文があった記憶があるのですけれども、今回の3回のフェーズのところで初めてしっかり民間サイドに対する要求が出たのではないかと思います。ありがとうございます。

続きまして、堀内委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

○堀内委員 堀内でございます。

まず初めに、ここまでおまとめいただいた関係者の皆様、また各省庁の皆様に感謝申し上げます。ありがとうございます。

私の仕事はスタジオの運営とプロダクションの運営でございます。ですので、極めて現場的な視点でこの懇談会に参加させていただいております。今までいろんな方がお話しされましたけれども、やはり押田委員の感覚に私は一番近い感想を持っております。ここでうまくいくと感じたことが現場に持っていくとまた違う困難にぶつかるということがありまして、度々上がっている道路使用許可についても、ここでみんなで話し合っていることと所轄のところに行ったときの温度感の差というのは、正直言って、まだあるのではないかとこのことがあります。どうやったらその温度感がなくなっていくのか、非常に深く考えているところです。

どうしても映画というものは民間の私企業の営利活動であるという物の見方が強くあって、かつ歴史的にもしかしたらルールを破ってきた歴史もあったのかもしれないという中で、信頼関係が築かれてこなかったというところがあります。ただ、諸先輩方と関係省庁との長い歴史の中で少しずつ信頼関係が築かれつつあるかなというところで、あと一歩欲しいのはリーダーシップかと思えます。

例えばジャパン・フィルムコミッションが今回リーダーシップの窓口になるということであると思いますが、これを実際に仕事に落としきいたときには、各省庁をまとめて、これは国家戦略なのであるからみんな協力してくださいというような強いリーダーシップをどこが発するのか、これがまだ明快には見えてきていない。内閣府なのかかもしれないし、どこなのか分からないのですけれども、そういう国としての戦略であるという理解、これは住民への理解のときもそうなのですけれども、要するに私企業に協力している活動ではなくて国として取り組んでいることなのであるということがどうやって関係省庁の担当の現場の方々あるいは住民の方々に伝わっていくのかという道筋が、今までのところでは見えてきていないと思っております。それを今回ここまでできたのはすごくよかったと思っておりますが、一方で、そこは課題として残っているように私としては思っております。

それから、JFC、私も東劇ビルには何度も行ったことがあります、ここはやはり強化を何らかの形でしていったって、より利用されやすい窓口にならないといけないと思えますし、それなりの強い権限を持っていただいでやっていただかないと、この大事業は大変だなというのが私としても感じるところでございます。

それから、もう一つ、スタジオ事業についてでございます。富山委員がおっしゃった話はなるほど大きな構想で、本当に国を挙げてやるのであったらそういうのも必要であると思っております。思っている一方、どこの会社もスタジオ経営は非常に大変でして火の車であると思っておりますので、民間のそういうところを圧迫しないように、どうやって国の施設と連携していくかという視点で新しい海外向けのスタジオセンターのようなものが立ち上がるということには私も大変興味がありますし、何らかの形で関わっていきたく感じます。ただ、これが民間の私企業を圧迫するような方向に行かないようにうまく連携が取れるといいなというのが私の意見でございます。

取り急ぎ、以上でございます。ありがとうございました。

○内山座長 どうもありがとうございます。

続きまして、榎田委員、お願いします。よろしいでしょうか。

○榎田委員 映像産業振興機構の榎田でございます。よろしくお願いたします。

皆さんから幾つかのお話がありましたように、このような場が設けられていて、数年にわたって、名称は違えども、前進してきている、確実に進んできているということに対して御礼申し上げたいと思います。

堀内委員のほうから、ここの温度と現場の温度感に差があるのではないかという話がありましたけれども、以前はこの場でも温度感に差がありましたので、温度感の差の比較で言えば全然よくなったと私は感じております。あとは現場だけの問題かというふうにも言えるわけで、非常にいい方向に進んでいるのではないかと感じております。

まず、1枚目の総論のインバウンドと経済効果に関しまして、関根委員からもありましたけれども、私のところで経済産業省の補助金等の調査等をしております。3年前には内閣府の事業のほうで経済効果の調査をしまして、今、ちょうどリマインドしているところで、今日明日完成するみたいな感じで進んでいるのですけれども、途中経過を申し上げますと、効果は非常によくなっている。なぜかという、一つは、コンテンツがヒットした場合、そのコンテンツの国への来訪率、あちこちの国の事例等を今、調査しておりまして、上がってきています。あるコンテンツがヒットすると、例えば日本由来のコンテンツであれば日本に来る方の率が高くなる。日本の場合、当然、距離の問題もありますので、国によって、来てもらえるハードルの差はあるわけで、その辺を加味した上で来訪率が前回より上がってきています。1人当たりの消費額も、円安効果もありますので、日本の場合は上がってきております。そういう意味においては、インバウンド的には乗数的に経済効果は上がってきているということを感じています。

それから、日本由来のコンテンツに関しましては、別にNetflixにお世辞を言うわけではないのですけれども、配信効果が出ておりまして、北米において確実に日本発ドラマが見られるようになってきました。今までほとんどアニメだけであったわけですが、ドラマも見られるようになってきたということで、アンケートを取ると、日韓の区別がついていないようで、たまに韓国のタイトルが混じるのですが、日本のドラマのタイトルも上がってきていますので、確実にアメリカのほうから来る方が増えていくであろうということは何となく予見できております。

それから、4ページですけれども、ロケ撮影に係る対応窓口についてということで、皆様からありますように、ジャパン・フィルムコミッションの役割、責任と権限をどうするのかということをちゃんとしない限り、これは永遠に片づかない問題であると思っております。我々はジャパン・フィルムコミッションと共同で仕事をするものが多いものですから、何となく分かるのですけれども、なかなか大変なことです。ここに注意書きで「記載内容の具体については今後検討」と書いてありますが、これは重要な一行でして、これをどうするのかということが今日の最大の命題ではないかと思っております。多分、皆さんもそう

思っているんじゃないかと思いますが、ここをどうやって具現化していくのかということに今後かなり注力しなければいけないのではないかと考えております。

それから、各地域における問合せ窓口、地域フィルムコミッションと書いてありますが、私どもはJFCと一緒にジャパンロケーションデータベースというデータベースを運営しております。今、だんだん増えてきて1万2000の全国のロケーションの箇所が載っております。これは各地域のFCが一生懸命してくださっているのですけれども、データベースのアクセス数が近年すごく増えておりまして、この3年で4倍ぐらいに増えております。それは何かというと、全部かどうか知りませんが、東京でロケ先を探している方がこれを使いながら上げていく。その後、多分電話しているのでしょうけれども、そういった入口にはなっているのであると思います。なぜかということ、ヒットしているロケ先のベストテンが毎月変わっているのです。毎月いろんな新しいロケ地を誰かが探していて、それで上がってきているということですので、そういう効果が出ているのかなと考えております。

インセンティブ制度は、我々が事務局ですので、あまり多くは申し上げません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○内山座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、大阪の松崎委員、お願いいたします。

○松崎委員 皆さん、おはようございます。大阪から今日来ました松崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

短い期間にたくさんの各省庁の皆様を確認いただきまして、ありがとうございます。3回の回数で現状と課題の共有ができたかなと考えております。

まず、4ページ目の対応窓口なのですが、もう少し考える必要があるかなということと、矢印の意味があまりよく分からないと思いながら見ておりました。海外の製作の方は、すぐパーミッションと言われるのですけれども、これをすべてジャパン・フィルムコミッションが行えるわけではないということと、今後そうしていくのであれば、マンパワーが全く足りないのではないかという現状で、外郭団体がこれができるのかということも疑問に思っております。

その横に、地域のフィルムコミッション、窓口を書きいただいているのですけれども、こちらも心配なことがあります。大阪府下であれば、今、2名体制でやっているのです。もうパンクです。本当に少ないところであれば0.5人でやっています。そういう方々に突然これをやってくれというように話をしても全く対応ができないと思うのです。もちろん日本の中の窓口が必要になってきたり、地域の強化はやっていかないといけないと思いますが、この会で勝手に決めることではないのかというのが地域のフィルムコミッションとよく話すことなので、みんな「ばんばんやで」と言いながらやっていますので、その辺りは地域の声も聞きながら、フィルムコミッションの声を聞きながら進めていけたらと思っています。

次のページ、許認可の件ですけれども、このイメージ、事例なのですが、掲載内容はこ

れでいいのかというのがあります。ほかの地域で地方のFCの方が本当に力を入れて撮影によく協力してくれているところもありまして、もっと柔軟にできる場所もございます。もちろん海外の方もそうですし、日本の制作の方、東京を舞台にされて映像制作をされている方は多いので、東京で撮影したいというのがあるのですが、地方のフィルムコミッションが近年頑張っていて大変な撮影に協力してくれているところもあるので、掲載内容はまだこれから詰めていけたらと思っております。

次に、8ページ目は確認なされた事項をここに書いていただいているのですが、今、大阪で2本、映画を撮って、実際、今日もロケをやっておりますが、準備の段階で考えると、こんなに簡単にはいかないとまだまだ思うことであります。そうはいつてもなかなかできないというのがたくさんありますので、今後、関係省庁や現場に周知していくことも徹底していただかないといけないところと、あと、現場で対応される末端の警察署の方も、2年、3年で替わっていきますので、毎年周知を続けたいといけない。消防もそうですし、すべてのところで異動がすごく多いので、常に周知を続けていっていただきたいというところがございます。

次に、10ページです。根本の話で申し訳ないのですが、ガイドラインの改訂を続けているのですが、すごく細かくて、文字だらけで、海外の方が実際ちゃんと見てくれるのかなというのが私の中ですごく心配です。私も大阪で海外の作品を何本かやっていますけれども、結構大ざっぱ、ざっくりみたいな制作の方も多くて、もちろん見てもらわないといけないのですが、もうちょっと分かりやすくないかと思っています。文字がいっぱいみたいなことになったら、作っている意味もないので、何か見ていただけるような周知方法とか考えていただかないといけないかなと思います。

最後に、今回の会議、たくさんの方々に関わっていただきまして、このガイドライン作成などを進めているのですが、やはり撮影するときには、地域の方々や、商売をされている皆さんの理解や協力が必要になってくると思うのです。今回のガイドラインに関しては、製作側に対してのガイドラインになっていると思いますが、やはり地域の方にも、こういうことをやっている、国としてこういう集まりがあって、みんなで話し合っているということと、撮影に対する理解も進めていかないといけないのかなと、先ほど大塚委員からも話がありましたけれども、例えばロケ地ツアーと組み合わせて、積極的に国としてロケを誘致して世話をしているということを行うとか、パンフレットを作成するのか、イベントするのか、ここは分からないのですが、地域の方々を置き捨てにして決めていくのは不安が残るかなというところではあります。今後一緒に考えていけたらと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○内山座長 どうもありがとうございました。

続きまして、荻原座長代理からも一言いただきたいと思っております。

○荻原座長代理 弁護士の荻原でございます。

私は、ロケ環境の連絡会議というのがございまして、10年ちょっと前ぐらいなのですが、そこから関与させていただいていまして、最初の頃は殺伐であった雰囲気、今、非常に和やかで、話題共通の日本の将来のコンテンツ大国に向けて頑張ろうみたいな雰囲気がみなぎっていまして、非常に楽しい、雰囲気のいい会議になっていて、非常に印象深いものがございます。

私は弁護士の立場でございまして、公益的な立場もしくは中立的な立場の者として参加させていただいております。その上で、私の立場を申し上げますと、まず、今回のロケ環境の改善というのは何かといえば、映像作品全部、しかも今回は世界に通用するインフラの整備というふうに捉えております。その上で、特に私の立場からいくと、やはりルールに基づいた撮影をきちんとやっていくのであるということです。物的ないろんな制約とか、そういったものは現場のそれぞれの御判断であると思うのですが、世界に通用するインフラの整備をしていくとなれば、やはりきちっとしたルールに基づいたロケ撮影をやっていくことが非常に重要です。そうすると、今度は製作者にかかるから、そんなことをいって許認可がいっぱいあるであろうというふうに言われるのですが、ルールといってもいろいろありまして、もちろん行政官庁からすれば、それぞれ所管されている許認可というものがございまして、例えば製作サイドからすれば、皆様が日本のために映像の文化、映像振興していく、そういった映像作品を日本で作るということは文化貢献になるという意味であると、当然それはルールが目指すべき目的ではないかというような言い方もできます。そういう意味では、ルールでも多義的な内容があるのかと思っています。

その上で総論的な話を申し上げますと、ルールというのは内容と手続がそれぞれあります。内容というのは、皆さんが所管されている、こういう場合こうしなければいけない、これをしてはいけない、こういうこととございます。手続というのは、許認可を得るためにはこういう手続を取らなければいけないというものでございます。最近、連絡会議などを含めて、今回、懇談会でも明らかになりましたが、こういったルールの内容や手続というのは、私の印象ですと、行政官庁がロケの日本における映像面の重要性に鑑みて相当歩み寄っていただいていると思っています。

例えば内容につきましては、ロケであるから規制緩和すると今の段階では言えないと思っておりますが、例えば8ページ、9ページにございますとおり、運用面でかなり工夫していただいていると思っております。これは10年ぐらい前から比べるとかなりすごいなと思っております。この辺りは、やはり日本の官庁の工夫の一環かと思ひまして、そういう意味では、運用面というのはかなり進んできたと思っております。

手続面におきまして、例えば警察であると所轄が跨る場合には1つの申請でいいとか、それぞれ官庁がやれる範囲で手続面での工夫をされているということが大事になっております。手続面におきまして前進していると思っております。もちろん今回、実務者懇談会でも、それではまだ足りない、そんなことを言ったって日本はほとんどがちがちなのだから、まだ世界の人には来れませんよというような言い方はあるとしても、まず、製作サイ

ドの方々からしても、こういった歴史的な経緯での日本の官庁の工夫、内容面、手続面における工夫というのは十分御理解していただくのもいいのかなと思っております。

その上で、全般的に製作者サイドの視点で申し上げますと、例えば約10年以上前にジャパン・フィルムコミッションがスタートしまして、私、その頃からお手伝いしているのですが、今でも続けているのですけれども、毎年研修会をやっています。そこのロケの現場におけるコンプライアンスというのは私がずっと担当させていただいているのですが、10年以上前にスタートしたときに何の問題意識があったかという、今日も幾つか告白みたいな、やっちゃいましたみたいなのが出てきているのですけれども、海外のロケの現場と比べると、今は違いますけれども、映適などができて相当進んでいますが、当時の問題意識としては、日本の制作現場のコンプライアンス、法令遵守とか、こういったところがとても見てられない、とても海外に出ていけないというような問題意識が実はジャパン・フィルムコミッションにございました。そういった問題意識からスタートして、ではロケにまつわる規制なりコンプライアンスなりがというところでスタートして、今でもやっているというところがございます。そういう観点でも、かなり製作者サイドの方は皆さん工夫されて、今、映適をつくったりして、かなり向上しているかなと思っております。

今回のまとめの各論的なところを若干コメント申し上げたいのですが、今の点を踏まえて、まず4ページのところです。今日、何度も御指摘がありました、やはりジャパン・フィルムコミッションの位置付けというところで、私の印象でも、今回、ロケという中のジャパン・フィルムコミッションのプレーヤーとしての位置付けというのは、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、若干都合よく使われているかなと、すごくど真ん中であって、世界にも開いています、もしくは官庁との間でも調整しますとなっているのですが、先ほど何度も話があったとおり、まだ陣容とか人員とかもかなり少ない状況があります。私もここは今日改めて申し上げたいのは、これだけの役割をもし持たせるのであれば、やはりそれなりの強力な体制なり、もしくは予算なり、権限まではなかなか難しいかもしれませんが、そういった体制強化の工夫というのは皆さんで検討させていただいて、それによって初めて、中心になる機能が発揮できるかと思っております。これはまさに今後の課題ではございますが、そういった組織面、機能面における強化というのは今後の課題であり、これは近々に御検討いただく必要があると思っています。

その次に、この矢印がよく分からないという話もあるのですけれども、確かに私もそう思っています。例えばジャパン・フィルムコミッションから下に矢印が行って、下のほうの四角に警察のことが書いてあります。では、ジャパン・フィルムコミッションと下がどう結びつくのかよく分からないというのは、私もそう思います。

これは前も申し上げたのですが、行政側のほうで、例えば内閣府の中にこういった窓口、カウンターパートみたいなものを作って、そこでジャパン・フィルムコミッションと内閣府のロケの関係の規制担当のカウンターパートとが協働し合うという仕組みは作れないものかと思っております。こういった意味で、ジャパン・フィルムコミッション自体の機能

強化であり、下の矢印の受け手に、例えば行政側のロケの規制とか許認可の窓口を作るというのも一つ御検討があるのかなと思います。

これに付随して、下を見ると許認可がいっぱいあります。相当たくさんあります。各行政官庁がそれぞれいっぱいあるのは分かりますが、弁護士側から見ると、これは専門的な仕事であろうと思っているのです。各官庁の担当が2、3年で替わるというよりも、むしろこれ自体を一つのプロフェッショナルな業務として認知して、その上で、ある種の資格みたいなものを作って、国家資格など、ジャパン・フィルムコミッションが認定するののかというのはあるにしても、何らかのエキスパートみたいな資格をつくって、ここにあるロケに絡んだ許認可等については、その資格の人に聞けば全部分かるのだと、逆に言うと、各官庁に関しても、その人がオーケーしたらいいよみたいなところ、そうすると、緩和とかしなくても、その資格に委ねればオーケーというような形ができたりするので、かなり先の話かもしれませんが、資格みたいなものを作る、もしくはジャパン・フィルムコミッションがそういうような機能、もしくはジャパン・フィルムコミッションがある種の認定をして、そういう資格者みたいな者を作って、その人がオーケーすれば現状のルールを守っているのであるというようなことができればいいのかなと思っています。この辺りが矢印の疑問として、今後の検討課題として御指摘申し上げたいところでございます。

一番右側、先ほど少し御指摘がありました。大規模な重点作品については云々というのがあります。これも従前から申し上げているとおりののですが、今回、インセンティブ制度も絡むと思うので、大規模な重点作品もしくは大規模映像作品というのはちょっと違うカテゴリーがあるし、それによって各官庁の連携した対応も求められる可能性があるもので、そういう意味ですと、重点的にサポートというよりは、「連携して」と書いてあるので、この辺りで何か許認可の中での一つの特別な括りとして、これを規制緩和しろとはそんなに簡単に言うわけではないのですが、大規模な映像作品の撮影については特別な運用なりもしくは手続ができないかというカテゴリーを作って横断的な議論をしていただくと、多分、制作者サイドは非常に使いやすくなる。それによって活きるのかなと思っています。これはインセンティブにも絡むのですけれども、今回のインセンティブは大型作品を呼ぼうというがあるので、一つの取っかかりとしては、インセンティブ制度で大型作品を呼ぶときに、この大型作品のカテゴリーであれば、そういう体制でやっていくということで許認可のある種の括りができるかなと思っています。インセンティブの絡みでも御検討いただけるといいのかなと、それは見やすいというところがありますので、ぜひ御検討いただきたいと思っています。

それから、5ページ、6ページ辺りですが、これも非常に好事例です。さっき申し上げたとおり、ルールというのはそれぞれ許認可権者の側と制作者サイドの側がありますので、5ページ、6ページ辺りの中で、制作者の方々がこういったロケをやるときにどういうルールを守るための工夫をやったのかということを書くと、制作者の方が自分たちはこういう体制でやらなきゃいけないというのが分かるので、今後、ガイドラインの中にも、制作

者サイドがルールを守るためのこういう工夫をしましたというところを2行でも3行でも入れると、かなり多面的に見えるかなと思っております。

それから、10ページですが、これも従前から申し上げているとおりでございます。私も通常の業務で、例えば行政の規制等について、いろいろと各官庁のガイドラインを見て、これはいける、いけませんとか、これは危ない、そういうような仕事もやっているのですが、そういう観点で見ると、ちょっと画面が見にくい。先ほども御指摘があったように、文字がいっぱいあって、よく分からないという、そのとおりでございます。このところ、やはりガイドラインの性格付けというのが必要かなと思います。

ただ、これも性格付けに変にこだわって、やらないよりは、ごった煮でもやったほうがいいかなと思っています。ですので、これはこれで今のままでいいと思います。まだ官庁にしてもこういった許認可の方法をどうするかというのもできていないと思うので、ごった煮でもいいのですけれども、ただ、今後の課題としては、ガイドラインはこういう文書なのであると、事前のレクでは、予見可能性がありますので、もっと精度の高いのがガイドラインであるとすれば、ちょっと精度の低いガイドラインになるのかと思いつつも、多少機能があると思っているのですが、今後このガイドラインを、例えば機能ごとに章分けをすとか、そういうことも可能かなと思っています。事例集は事例集でまとめますし、そういうがあるので、この辺り、今後どういう機能を持たせるかという観点、特に法令解釈の予見可能性をより精緻化していくのかという観点で内容を幾つかに分けて、この部分はまさに予見可能性に使ってくださいと、先ほどの例えば8ページ、9ページ辺りのところ、これもよく分かりませんという話があるかもしれませんし、これをもう少し詳しく書くというのものもあるかもしれません。そういう意味では、ガイドラインにどういう機能を持たせるかで内容を今後区分けするということがあると思います。

その観点で、例えばこれを英語もしくは多言語にするというのがあるのですけれども、これを多言語にすることは私はお勧めしません。実は私も外資系法律事務所に属しているのですが、にもかかわらず英語は苦手とするところでございます。英語が下手くその意味は何かというと、日本語をそのまま英語に直しても絶対伝わらないのです。日本は日本で独特な規制がありますし、海外でそれが何に当たるかというのは全然分からないから、これを訳しても分からない。ただ一方で、海外発信する必要があると思っています。そうすると、これをこのまま訳すというよりは、むしろ世界のどの人がどこの文章を見るか分からないという前提で、ある種のサマリーみたいなものをつくるのはいかがかと思っています。英語であるとしたときに、要するに日本での大きなクレームは何か、例えばさっきおっしゃったように、道路で車を走らせられないという、外国であつたら想像できないところをまず書いておくとか、日本の常識が通じない人に対して分かりやすくというところのサマリー、もしくは逆にイングリッシュバージョンみたいな形で分かりやすいパンフレットをつくっていくといいかなと思います。これを訳しても私の英語力では絶対誰も分からない。パンフレットが英語っぽくなったとしても、読んでも全然分からないというこ

となので、そういう観点でもガイドラインの工夫はぜひしていただきたい。ただ、ガイドラインというのは非常にいい試みであると思っていますので、今はごった煮でも何でも構わないので、どんどん中身を増やして、どんどん発信するのがいいかなと思っていますので、ぜひ進めていただきたい。

すみません。長くなりましたが、以上でございます。

○内山座長 どうもありがとうございました。

それでは、今日、別添の資料がございますが、群馬県庁から鈴木主監がいらっしゃって、ぜひ御説明されたいということですので、少し時間を取って話を頂戴したいと思います。

それでは、鈴木主監、お願いしてよろしいでしょうか。

○群馬県 ありがとうございます。群馬県庁のeスポーツ・クリエイティブ推進課の鈴木と申します。よろしく願いいたします。今日は時間をいただきまして、ありがとうございます。

私からは、お手元の資料「『クリエイティブの発信源』を目指す群馬県の取組」について話をさせていただければと思います。

まず、群馬県では、目指す姿の一つとしまして、クリエイティブの発信源というものを掲げております。デジタル・クリエイティブ産業を群馬県の主力産業に育てて世界と勝負したいと考えているところです。そのためには、クリエイターやクリエイティブ企業が活躍し続けることができる環境、すなわちエコシステムが必要であると考えておりまして、ここに書いてあります3つの柱、人材育成、企業誘致、魅力発信などに取り組んでいるところでございます。

その一環としまして、まず始めたのが、コンベンション施設であります「Gメッセ群馬」の撮影スタジオ機能の強化です。「Gメッセ群馬」は2020年6月にオープンしましたコンベンション施設でございます。どこにあるかといいますと高崎市にあります。高崎駅から徒歩10分ちょっとの位置にありまして、東京駅から高崎駅まで新幹線で最短だと46分ですので、東京駅から約1時間という距離感です。

こちらが上から眺めた写真ですけれども、緑色の①が屋内展示場であり撮影スタジオ、黄色の②が屋外展示場でありオープンセットスタジオになっております。

こちらは、屋内展示場の内部の様子です。全体で1万平米の面積がありまして、間仕切りで3分割できます。

こちらが今年の3月に整備しました国内最大のグリーンバックです。同じサイズでブルーバックも整備しております。大きさが幅80メートル、高さ21メートル、こちらが1面、幅40メートル、高さ14メートルというのが2面分ありまして、先ほどの屋内展示場の3分の1の3面を囲むことができるサイズになっております。当面、こちらの使用料は無料ということで運営しております。

こちらが実際に撮影をしていただいた風景です。かなり広いので複数のセットを組んだ効率的な撮影が可能となっております。

実は現在、検討中なのですけれども、LEDパネルを備えたVFXスタジオを設置したいと考えております。ただ、VFXスタジオを作るに当たっては、いろいろと課題もありますので、できれば、この会議でも話題に出ておりますけれども、この懇談会メンバーの皆さんと今後いろいろ相談させていただけると大変ありがたいと思っております。

こちらが屋外展示場ですけれども、2万平米ありまして、実際、カーアクションの撮影などでも使用が可能となっております。

この写真は、昨年度、Netflixの「浅草キッド」で御利用いただいたときの様子です。大規模なセットを組んでの撮影が可能で。

もともとコンベンション施設で大小様々な会議室がありますので、こちらを演者の控室やメイクルームにも使うことが可能となっております。

ここからはスタジオ整備とは少し離れるのですが、少しだけ群馬県のPRをさせていただければと思います。群馬県内に様々な魅力的なロケ地がありますので、「Gメッセ群馬」のスタジオ撮影と併せてロケもしていただければということなのです。

来年度から思い切った助成制度、インセンティブを2つ創設することになりました。

まず、こちらが大型映像作品を対象としました最大2000万円まで補助する新しい制度です。おそらく自治体では国内最高額になると思っております、経産省のJLOXの補助金とも併用が可能ということで、今、制度設計を詰めているところでございます。

もう一つが、先ほど説明しました「Gメッセ群馬」をスタジオとして利用した際に、レンタル機材や、通常、スタジオに備えているものを借りるレンタル費用に対して1日当たり35万円を補助したいと思っております。

最後に、金銭的な支援に加えまして、ロケの支援体制も強化したいと考えております。通常のフィルムコミッションによる支援に加えて、県庁内の関係部局を横断しましたロケ支援スペシャルチームを結成することになりました。こちらは山本一太知事がリーダーになりまして、もちろん県警にも参加してもらうことで、今、話を詰めているところです。特にロケに当たっての、この会議にも出てきますが、許認可の手续やその辺りの円滑化を進めることで制作会社の皆さんに群馬県でロケをしたいと思ってもらえるように取り組んでいるところでございます。

私からの説明は以上です。大変貴重な時間をいただき、ありがとうございました。

○内山座長 どうもありがとうございました。

これで今日、委員の皆様方に一巡で話をいただきました。ほかの委員の方の話を伺って改めて何か追加で御発言されたい方、あるいは今日、4省庁の方にいらっしやっていたいますけれども、何か御質問等あれば承りたいと思います。これは順不同ですので、挙手でお知らせいただければと思います。

○佐野事務局次長 事務局で一点だけ補足させていただければと思います。

4ページにロケ撮影の対応窓口の図を付けさせていただきましたが、我々の今の趣旨としては、ジャパン・フィルムコミッションに許認可取得の手伝いを含めて、すべてお願い

する窓口にするという意味合いで書いているものではございません。まずは、どこに問い合わせればいいかわからないという声があるということなので、今でもそういうことになっていると思いますけれども、まず、ジャパン・フィルムコミッションに問い合わせれば全部つないでいただけるという意味合いで記載させていただいております。その上で、どこまでそれについて手伝いをするかというところは、それぞれのフィルムコミッションの体制にもよるかと思えますし、本当は体制強化してフルパッケージでやるのが望ましいと思いますが、やや中期的に時間が掛かる話かと思えますので、体制強化のほかに国から補助ということでも必ずしもないような気がしますが、それを中期的に見ていくということなのかと思っています。取りあえず、一義的な窓口はジャパン・フィルムコミッションにする、そういう趣旨で書いているということでございます。

○内山座長 ありがとうございます。

4 ページ目にJFCに対する期待がたくさん出ておりましたので、事務局的なことの期待であろうとは思いました。

戻りますけれども、一通り意見を伺いましたので、改めて何か追加で御発言、聞きたいことがあればお願いしたいと思います。

○押田委員 これは全般的にですけれども、これを国家戦略とするかどうかというのは、その声を聞いてみたいというのがあります。以前、小泉元総理がコンテンツ大国宣言というのをした数年後、洋画と邦画の興行のバランスが変わりました。そのぐらい劇的に変わったのです。やはりリーダーが何か宣言をして、それまで映画は、僕らが若い頃、師匠と一緒に経産省にこういう事業はできないかと企画書を持っていったら「映画は2000億ぐらいなので産業ではないので、文化庁のほうに行ってください」と言われていたものが、どうやらNHKの受信料まで入れたら2兆円ぐらいになりそうであるというって、突然、経産省のマスターになったらVIPOができてみたい、あれで劇的に変わったのです。あのとき、コンテンツ宣言から3年後ぐらいにものすごい人手不足とスタジオ不足が生じて、それで8年ぶりの知的財産のファンドの改正もあって、いわゆる信託というところになって、わっとなったらみんなこけた。今、映画ファンドに出資しようとする人は誰もいないと思うのですけれども、ただ、やはりあの宣言はものすごく大きかった。アニメもあれで一気にいきました。クールジャパンなんかもその流れです。今、例えばフィルムコミッションも、別にフィルムコミッションでもいいのです。だけど、どこか国が映画庁みたいなものをつくって、そういう窓口を委託します、フィルムコミッションはその業務に関しては、いわゆる映画庁として振る舞うみたいなことでも起きれば、今、ここで話しているようなことは結構解決できる。

例えば大規模映画というふうにされると、私は比較的アート映画の人間なので、あまり分けてほしくないですけれども、彼らが来たときに、今はいいのであるけれども、例えば「TOKYO VICE」は最初の立ち上がりをやっていたので、マイケル・マン監督がどうしてもあそこでやりたい、円山町でやりたい、渋谷でやりたいと言って、でもそのときは渋谷は

コンパスで引いて撮影できませんでしたから、すぐアメリカの人はトップで話し合うわけです。トップは小池百合子都知事という人なのだけれども、「会う」と言ったら「会う」と言って、それで小池知事に会って、小池知事の権限ではできませんから、小池知事が直接、渋谷署の署長に電話をしてくれて、それで円山町もオーケーを出した。一回あそこが崩れると、前例になりますから、現場の担当者もやりやすくなる。渋谷のスクランブル交差点で許可が出るということは絶対ないわけですから、多分、今もないと思います。あれは特別であると言われる。そういう状況をこれは前例なのですよと言ったら、警察の方も、いわゆる行政の方が振る舞いやすくなるじゃないですか。

内閣府が、これは調査事業なのか、政策的事業なのか分かりませんが、今、本当にミニマムでここまで来ているというだけでもすごいのであるけれども、空港で2時間の撮影で何を撮影するのかみたいには僕らはまず思う。2時間撮影させてもらうだけで、200人の人が入って、入るたびに位置が変わります。これもものすごく人数絞ってやるということになる。やはり向こうみたいにはいつまでたってもできないのかみたいな、そういうことでもないと今のルールを少しずつ広げていくというのも限界もあって、岸田総理か、次の人なのか分からないけれども、そういうことを言ってもらってみたいな、しかも今でも来ているわけじゃないですか。「TOKYO VICE」も来ました。今、来ていますという中で、来たい人は放っておいても来るのです。やりづらいなと思いながらもやるのです。今、やろうとしていることは、より来てほしい。「沈黙」と「MINAMATA」で起こったようなことが、日本でやれるものなら日本でやってほしい。より呼び込むためのものなので、今までよりもやりやすいでしょうというふうなことは、こちらで整理するような言い方にしてあげないとなかなか状況は変わらないかなという感じが現場としてはします。

○内山座長 多分、今いらっしゃる事務局への質問であるとは思いますが。ただ、同じ意識はありまして、2000年代前半ぐらい、ちょうど内閣に知財本部が立ち上がった頃で、当時の松竹の迫本社長が知財本部の本部員だった時代があります。僕、後ろから一生懸命たきつけた覚えがありますが、映画は確かに産業自体は小さいけれども、一種の国家戦略として位置付けようということいろいろ言っていたことがありました。そうしたことは、今、ここで事務局に問うてもなかなか答えは出ないとは思いますが、どうでしょうか。一言ございませんか。

○佐野事務局次長 まずは、そもそもイメージが悪いというところはあろうかと思えますけれども、そこは大胆な変化ではないかもしれませんが、関係省庁からも御協力いただいて、実はかなり前進してきている。先ほど何人かの委員の方から御発言もありましたけれども、前進してきた部分はあろうかと思っております。したがって、今回、事例集みたいな形で実際できるのであるということで見える化を図っていくアプローチが1点目です。

もう一点が、確かに御指摘のとおりだと思ったのは、メッセージの出し方、ガイドラインというふうに言ってしまうと実務的なものになってしまうかもしれませんが、そもそもロケ誘致自体が単にプライベートなものだけではなくて国の利益にもつながってい

くのであるというところのメッセージをしっかりと出していき、それが外国の方にも伝わるようにし、それから地方の周辺住民の方にも伝わるような形でメッセージを出していくのかなと思っています。

その上で、政治的にという御発言、ロケ誘致というのは若干範囲が狭いので、先ほどおっしゃったクールジャパン戦略とか、コンテンツ全体が大事であるというところと比べてもう少し範囲が狭い話になりますけれども、メッセージの出し方として世界的なロケ誘致大国を目指していく、そういう類いのメッセージも考えていければと思っています。

○内山座長 ありがとうございます。

ここで座長が意見を挟むべきではないのですが、例の熊本に誘致した半導体の工場がありますけれども、今、国家的にいろんな意味で海外からの投資誘致というのが大きな流れとしてある中で、こうした映像撮影ということ海外からの国内投資という一端の中で位置付けるというのはあるのかなと思った次第でございます。

もうちょっと5分ぐらいありますので、相互の御意見の中で何か追加で御発言されたいことがあればお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

なければ、せつかく4省庁からいらっしゃっていますので、まず、一番期待値が上がった観光庁からお聞きしてもよろしいでしょうか。

○観光庁 ありがとうございます。観光庁でございます。

御指摘いただきましたとおり、数多くのインバウンドの方々水際緩和なされた後から来ていただいて、その消費額についてはコロナ前を上回っているところがあります。コンテンツの力はもちろんですが、自然であったり食であったり日本ならではのものも多々ある環境でありますので、まずはしっかりとこれを伸ばしていきたいというのは、まさに御指摘のとおりです。

さらに、インバウンドの方々地方において、どういうふうに消費していただくかというところが一番重要な論点になっていて、その中で、海外に限らないのですが、国内外の映画、ドラマ、CM、アニメ、こういったところを誘客のための大事なコンテンツとしていかなければいけないというのは、まさに我々考えているところです。もちろん、関係省庁のように許認可権限がある役所ではないので、しっかりと法令の遵守の下で撮影等していただいて、また自治体の方と組んでいただいた上で、それを一つの呼び込むための魅力あるものにしていきたいと思っております。我々がやらせていただいているのは、ロケツーリズム協議会と数回いろいろな会議を持っておりまして、自治体の方々を中心に、こういった形でロケを受け入れて、まさに商工業等の問題についても勉強していただいて、そこからツアーコンテンツとして自治体にお客さんを連れてくるというところで様々意見交換させていただいているところでございます。

非常にすばらしい自治体の取組があるものを観光庁としてしっかりと奨励していくことで観光庁長官賞を各自治体に年に一回お出しさせていただいて、ロケの誘致とツーリズムを効果的に組み合わせさせていただいている事例を対外的に発信したり、また「ロケーションジ

ヤパン」を御覧になる機会もあるかと思いますが、あそこに様々寄稿させていただいたり、インバウンド対応でどう刺さるのかというようなところを彼らの編集部と一緒に相談しながら情報発信させていただいたり、そういったところもございます。

あと、オーバーツーリズムの話もされました。今日、Netflixもいらっしゃっておりますけれども、日本国内で撮影されたドラマが海外の方々に発信されて、この間の「First Love 初恋」でも北海道へたくさんいらっしゃったりというところで現場の状況を聞いております。こういった形で誘客は国際展開しやすい状況になっているので、今後はそういった自治体の中でしっかり体制を組んでいただいたり、そもそも自治体の方々がどういう権限の処理をやっていくと自治体に効果的に長く来ていただけるようになるのか、ぱっと放映されてぱっとお客さんが来るというのは分かりやすいのですけれども、これが1年、2年、3年ないしは10年ぐらい継続的にどういうふうにお客さんにリピーターになっていただくのかというところの知恵出しを観光庁は一生懸命やっていきたいと考えます。

以上でございます。

○内山座長 どうもありがとうございました。

続きまして、消防庁、お願いいたします。

○消防庁 ありがとうございます。

いろいろと話をお伺いして、御参考になればということで幾つかお話しさせていただきたいと思っております。

消防の場合、基本的には市町村単位で各地に消防本部がありまして、火災予防条例上の届出や、いろんな法令規定の遵法性の確認というのはその単位で行われています。現実的には幾つかの市町村で事務組合を作ったりしているので、全国で大体700ぐらいの本部に分かれています。我々、法令改正とかあるときに、そういう細かく分かれているものにどうやって周知徹底するのかというのは日々苦勞しているところも正直あって、当然、法令は出して、通知も出したりしますし、物によっていろいろな形でやっています。本件のガイドラインも既に通知などはしているのですけれども、今後、さらに分かりやすくとか徹底していくということになると、もうちょっと工夫が要るのかもしれないと、今日話を伺っていて感じました。

ガイドラインは、先ほど来、4ページの矢印のところが議論になっておりますけれども、各地域の大規模ロケとか全然知らない、慣れていないような消防本部の人たちがすっぴんこうと思えば、結構かみ砕いて、誰がそういう届出を出してくるのであるのかとか、届出そのものは受け付けるだけなので、電話で運用はしているのですが、その先にある、例えば危険物規制や火気使用の規制に合っているかどうかのところ引かかる、あるいは特例適用が必要かということ踏み切れないみたいなことが消防の場合は大きな問題になりがちなのかなと思います。何かモデルとして、どういう適用例があつてとか、どういう企画としてこういう要件を設定している例があるとかいう情報提供できると、スムーズにいくのかもしれないと感じました。

法適用に関していうと、簡単に事務的にやるだけなのですが、より丁寧にあちこちと連携して協力してやる。以前に消防車とか警戒で出てもらえないかみたいな話もあるのですが、オリンピックとか、そういうかなり公的性格の強い、かつ社会的影響の大きい行事なんかであると警戒態勢を敷いたりするのです。先ほど来、ロケ誘致全体の位置付けとか、そういうものについていろいろ御意見がありますが、各地の消防本部に全面的に理解を得て協力してもらおうと思うと、まず公益性としての位置付けとか、あと枠組みとしてこうなっていて、どこが音頭取りをしていて、どこからどこをネットワークして、消防法に合っているみたいなものがクリアになると、かなりやりやすくなるし、外国の人から見ても予見可能性が高まると思いました。

以上です。

○内山座長 ありがとうございます。

それでは、警察庁、お願いいたします。

○警察庁 警察庁でございます。

時間も押しているようですし、前回、詳しくにお伝えさせていただきましたので、簡単に一点だけ。特に道路使用許可であると思いますが、お褒めの言葉と叱咤激励の言葉が半々ぐらいであったかなと思います。我々としましても、各役所がいろいろ手持っているわけですが、その中でも特に住民の方々に接する機会が一番多いのが警察でございます。そういった立場からしますと、マクロからどういう位置付けなのかという話もあったかと思うのですが、その前にミクロの話で、具体的にここでロケをやると地元の方々にこういうメリットがあるというような話をされていた方が何人かいらっしまったと思います。個別の対応でもそういうものがより見えてくるようになると、地元の方々や地元の商店からの御理解もいただきやすくなるのかなと、そうすると、我々警察としてもバックアップしやすくなりますので、ぜひそういった点にも御留意いただけますと幸いです。

今日はありがとうございました。

○内山座長 ありがとうございます。

それでは、経産省、お願いいたします。思い出話でも結構ですが。

○経済産業省 経済産業省のコンテンツ産業課でございます。本日はありがとうございました。

この会議での経済産業省コンテンツ産業課の立ち位置につきましては、皆様御指摘もございまして、前回御説明させていただきましたけれども、海外作品の誘致の部分でインセンティブの補助金を担当させていただいているところが役回りとなっております。これまで制度の在り方についての御意見も複数あったと思っております。何分制度が始まったばかりでもありますし、今年の制度は既に走ってしまっておりますので、まずはこの制度自体を皆様の御協力を得てしっかり続けていくこと、それから、次のクールでの制度の在り方についてはしっかり皆さんと意見交換させていただきながら、やっていければと

思っております。

一点だけ御紹介しますと、ツーリズムの御議論がありましたけれども、現在のインセンティブの応募要件にも、製作者の方が作品のプロモーションを通じ、ロケ地となった地域のプロモーションに協力可能であることというところをしっかりと要件設定に入れておまして、こういったこともいづれにしても大事なことであると感じました。

それから、最後に一点だけ、感想めいたことになりますけれども、4ページ目、様々御意見がありました。皆様の御意見、御議論を聞いていて思ったことといたしまして、誘致効果が高いと考えられる大規模な重点作品について、重点的に支援、サポートしていくような仕組みを構築していくこと、といったような御指摘があったわけですがけれども、必ずしもインセンティブの支援対象の作品と紐付けるかどうかというのは、次のクールかもしれませんが、慎重に議論する必要があるのかなと感じました。といいますのは、インセンティブで支援決定するものが必ずしも大都市で大規模な撮影をするものではないという点、地方で撮影するというものも支援対象になるということ、あと、国内での日本コンテンツの重要性といったような御指摘もあったかと思っておりますけれども、国内作品も最近は大規模な製作費を投じて大規模な撮影をトライされようとしている製作者もいらっしゃいますので、私どもの顔としては、海外作品誘致の顔と、国内作品の魅力を高めるという日本コンテンツの発信の役割もございます。我々としてはそういう日本国内の作品の魅力を高めるということも重要であると考えておりますので、そうした視点も踏まえながら、次のクールかもしれませんが、議論に参加させていただければと思っております。

○内山座長 どうもありがとうございます。

時間がかつつななので、5分ぐらい延長させていただきます。

まず、オンラインの皆様方のほうで最後に何か一言、言い忘れたこと、述べたいこと、どうしても念押ししたいことがあれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、締めにかかっていきたいと思います。座長の立場で述べさせていただきたいのですが、けれども、たくさんの御意見が出て、まだいっぱい課題が残っていた、あるいはもっと検討しなければいけないというのが端的な感想でした。

JFCに対する過大な期待も一つの印象としてあるのですがけれども、申し上げたいのは、重点作品であるとか重点投資であるとか、「重点」という部分でどういうふうに移りすぐっていくか。もしそれが何らかの形で合理的に決まれば、その重点なものに対してはJFCもある程度手厚く世話をし、それ以外のものとは差別化していく。対応といいますか、取扱いを差別化していくというのが目先の解決策としてあるのかと思います。JFCも各種のフィルムコミッションも、マンパワーあるいはリソースに限界がどうしてもありますので、みんなに押しなべていい顔をするわけにはいかないでしょう。そうすると、先ほど押田委員からもありましたように、既に海外で広がっているという、日本はロケをやりにくいという悪い評判を払拭するためにも、何か特定の重点作品をまずは短期的には選定して、

そこに対してある程度ちゃんとやってあげるという体制を短期的にしてあげられないかと思っただ次第です。

では、重点というのをどういうふうに決めるかといったとき、今、経産省からも御指摘がありましたけれども、単に補助金がついている、あるいはインセンティブの対象になっているというだけではないでしょう。ヨーロッパの映画の補助金制度では、多方面からこの作品は国家として支援の対象として適切かどうか、算定式を用いてやるので、そうした見地も必要かもしれません。一方で、映像は言論が関わっている部分なので、ここに政府が口を出すというのもあまり望ましくない。そうすると、ある程度民間サイドでこの作品は重点であるということを決める仕組みというのをやっておかないと、いつまでもマンパワーが、人手が、お金が、時間が、リソースがというジレンマのままで居続けるのかなと思います。では、その重点をどういうふうに絞り込んでいくかということに関しては全く未着手の状態ですので、これも一つの宿題として残るのかと思いました。

最後はリーダーシップとして、せつかく会議体を設置したわけですので、こうしたロケ誘致ということに対して国家がそれなりに重視しているというメッセージ感をどういうふうに出していくかというのも一つの宿題として残った部分ではないかと思う次第でございます。

雑駁な取りまとめになりましたけれども、以上で本日は閉会としたいと思いますけれども、最後に事務局から連絡事項があればお願いしたいと思います。

○佐野事務局次長 今日には様々な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

今年度のクルーとしては一旦終了ということになりますけれども、今日の議論を踏まえて、具体的には中身はガイドラインというところになってきます。その改訂作業をこれから進めてまいりますけれども、願わくば来年度の夏頃までに整備できればと思っております。それに関連して、この懇談会等を開催するかはまだ未定でございますが、また改めてスケジュールを調整させていただければと思います。

それから、メッセージのところは、ガイドラインだけではなくて、我々の知財計画、それから、新しいクールジャパン戦略を策定することになっておりまして、先ほど御意見を頂いただいたロケ誘致に関するメッセージというか、方向性について、その中でも取り上げていければと思っております。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

○内山座長 ありがとうございます。

それでは、これにて本日の会議を終了いたしたいと思います。

年度内の会議は本日が最後になります。御多忙のところ、御協力いただきまして、ありがとうございました。

以上